第５章　第５期西脇市障害福祉計画

1　障害福祉計画の考え方

第５期障害福祉計画の数値目標・サービス見込量等の考え方については、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成28年５月成立）を踏まえた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（最終改正平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）に即するものとします。

また、児童福祉法第33条の20第６項の規定に基づき、障害のある子どもの支援の提供体制を計画的に確保するための「第１期西脇市障害児福祉計画」を第５期西脇市障害福祉計画と一体的に策定します。

成果目標としては、従来からの「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」に加え、第４期の「入院中の精神障害のある人の地域生活への移行」を第５期では「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」に変更し、また、新たに「障害児支援の提供体制の整備等」を盛り込んでいます。

上記の成果目標を達成するための活動指標として、障害福祉サービスについては、第４期計画のサービスに加え、新たに「就労定着支援」及び「自立生活援助」を盛り込みます。

また、障害のある子どもの通所支援等については、第４期計画のサービスに加え、新たに「居宅訪問型児童発達支援」を盛り込みます。

◆　基本指針

障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、市は、基本指針に即して３か年の「第５期西脇市障害福祉計画」を策定します。

■　基本的理念

①　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
②　市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③　入所等からの地域生活移行、地域生活の継続支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制の整備
④　地域共生社会の実現に向けた取組
⑤　障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

■　成果目標

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行
②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③　地域生活拠点等の整備
④　福祉施設から一般就労への移行等
⑤　障害のある子どものサービス提供体制の計画的な構築

2　平成 32 年度の数値目標

基本指針では、平成32年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。基本指針において示された目標を踏まえ、次に掲げる事項について目標を設定しました。

(1)　施設入所者の地域生活への移行

ア　第4期計画の達成状況

平成29年度末見込みの施設入所者数は68人で、平成25年度末時点の施設入所者数72人より４人減となり、削減率は5.6%となる見込みです。基本指針の削減率4%以上を上回っています。

地域移行者数は５人の見込みで、目標数の３人を２人上回っています。

項　　目	数　値		考え方
平成25年度の入所者数（A）【基準値】	72人		平成25年度末時点の施設入所者数
◆第４期	目標値	実績※1	
平成29年度末の入所者数（B）	69人	68人	平成29年度末時点の施設入所者数
施設入所者の削減	3人 （△4.2%）	４人 （△5.6%）	＜基本指針＞ 【基準値】からの削減率4%以上
平成29年度の地域生活移行者数（A-B）	3人	5人	施設からグループホーム等への移行者数（平成25年度からの累積数）

※１：第４期実績は見込

イ　第5期計画の目標

平成28年度末の入所者数は69人で、平成32年度末における施設入所者は67人を目標とします。削減率は、2.9%で、基本指針の削減率２%以上を上回ります。

平成32年度末の施設や病院等からの地域移行者数は、基本指針では、平成28年度末の施設入所者数の９%（本市では６人）以上としていますが、市内にグループホームがないことから、平成32年度末までの地域生活移行者を３人（▲4.3%）と見込んでいます。

項　　目		数　値	考え方
平成28年度末の施設入所者数（A）		69人	【基準値】
第５期目標値	平成32年度末の施設入所者数（B）	67人	
	施設入所者の削減者数	2人 （▲2.9%）	＜基本指針＞ 【基準値】から2%以上削減 【1人以上】
	平成32年度末の地域生活移行者数 （施設や病院等からの移行者）	3人 （▲4.3%）	＜基本指針＞ 【基準値】から9%以上移行 【６人以上】

(2)　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などが包括的に確保された地域包括システムの構築を目指します。

第5期計画の目標　＜平成32年度末＞
保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

●地域包括ケアシステムのイメージ●

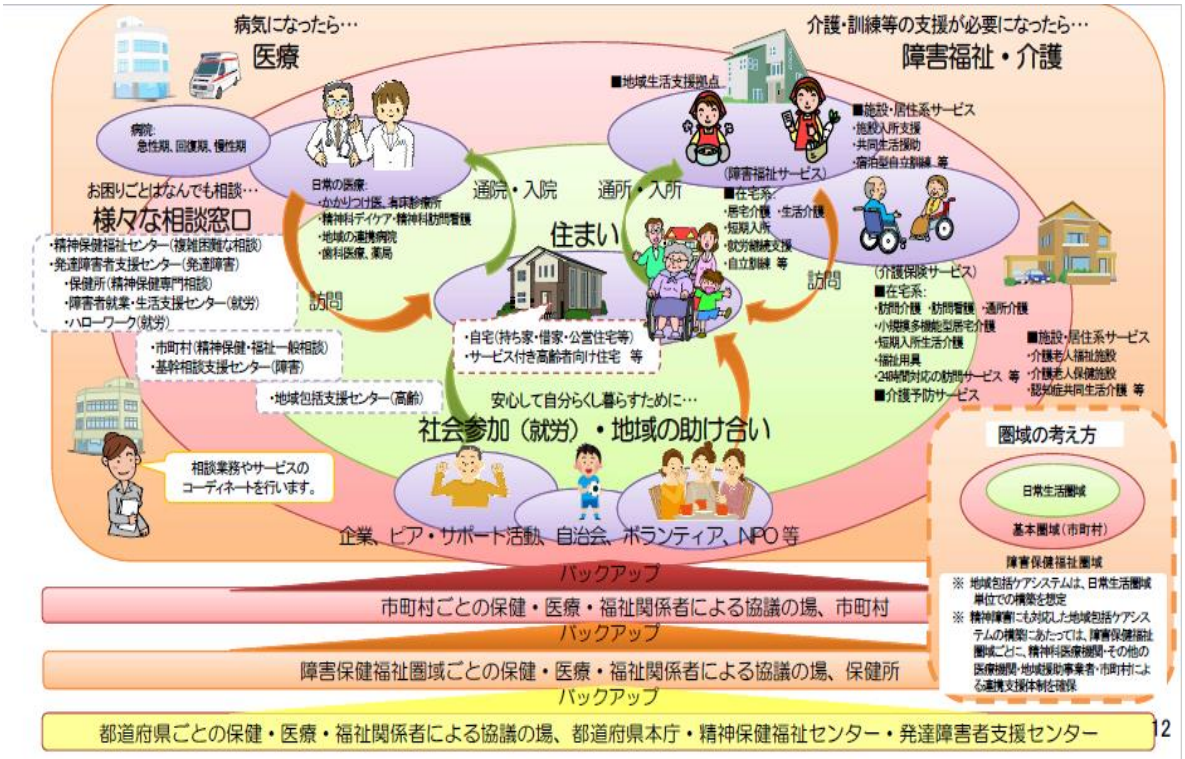

資料：厚生労働省

⑶　障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

今後、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害のある人やその家族が安心して生活するために、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として、地域生活支援拠点の整備を推進します。

第５期計画の目標＜平成 32 年度末＞
市内に、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ居住支援の拠点の整備に向けて検討します。

●地域生活支援拠点等の整備イメージ●

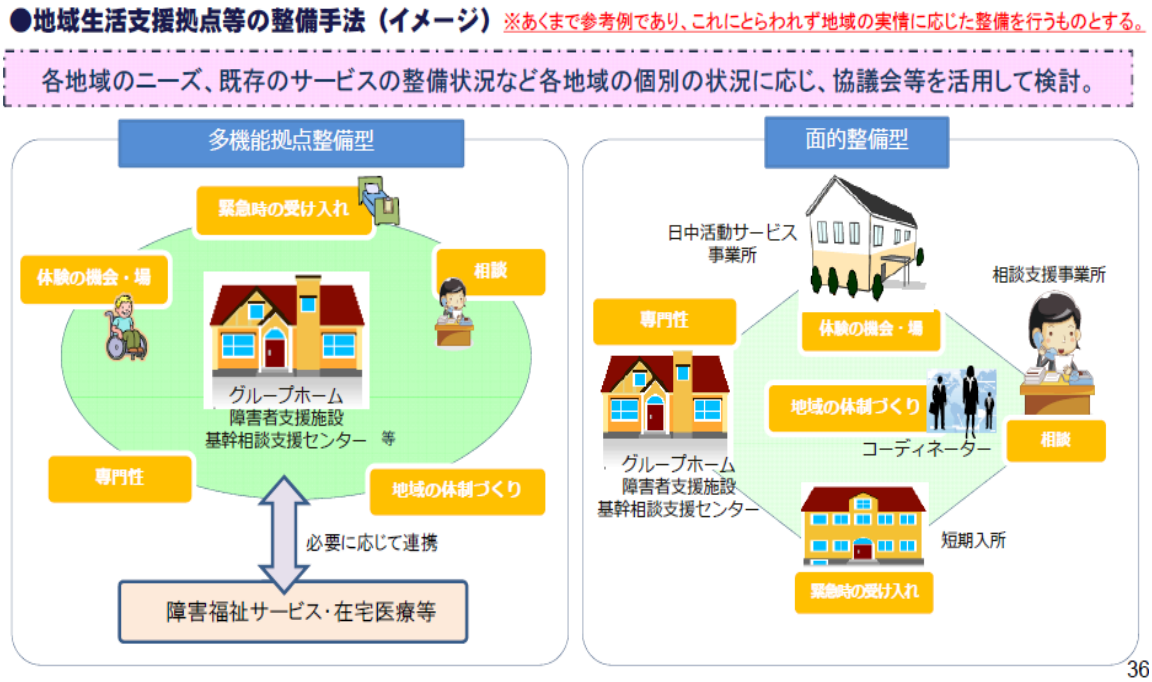

資料：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 第４期計画の達成状況

■ 一般就労移行者数

平成29年度において、福祉施設を退所し一般就労へ移行する者の人数は、２人を見込んでいます。この見込みは、平成24年度の一般就労移行者数と同数となり、基本指針（２倍以上）を下回っています。

項　　目	数　値		考え方
一般就労移行者数（A） 【基準値】	２人		平成24年度において福祉施設(※1)を退所し、一般就労した者の数
◆第４期	目標値	実績(※2)	
平成29年度の一般就労移行者数（B）	４人 （２倍以上）	２人 （１倍）	＜基本指針＞ 平成29年度において福祉施設から一般就労に移行した者の数 （B／A＝２倍以上）

※１：福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業

※２：第４期実績は見込

■ 就労移行支援利用者数

平成29年度末において、就労移行支援利用者数は、３人を見込んでいます。この見込みは、平成25年度末の就労移行支援利用者数の1.5倍となり、基本指針（1.6倍以上）をやや下回っています。

項　　目	数　値		考え方
就労移行支援利用者数（C）　【基準値】	２人		平成26年２月の就労移行支援利用者数
◆第４期	目標値	実績(※2)	
平成29年度末の就労移行支援利用者数（D）	２人 (1倍)	３人 （1.5倍）	＜基本指針＞ 平成30年２月の就労移行支援利用者数（D／C＝1.6倍以上）

イ 第５期計画の目標

■ 一般就労移行者数

平成28年度の一般就労移行者数は２人で、平成32年度末における一般就労移行者数は、基本指針で示された平成28年度の一般就労へ移行した者の1.5倍である３人を目標とします。

項　目	数　値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数（A）	2人	【基準値】 平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成32年度末の一般就労移行者数（B）	3人 （1.5倍）	＜基本指針＞ 【基準値】の1.5倍以上（B／A）

■　就労移行支援利用者数

平成28年度末の就労移行支援利用者数は1人で、平成32年度末における就労移行支援利用者数は、６人を目標とします。基本指針では、平成28年度末の就労移行支援利用者数の２割以上の増加とされていますので、基本指針より高い目標値となります。

項　目	数　値	考え方
平成28年度末の就労移行支援利用者数（C）	1人	【基準値】 平成29年２月の就労移行支援利用者数
平成32年度末の就労移行支援利用者数（D）	６人 （6倍）	＜基本指針＞ 【基準値】の1.2倍以上（D／C）

■　就労移行率が３割以上の事業所の割合

就労移行率が３割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の５割とすることを目標とします。

項　目	数　値	考え方
平成32年度末 就労移行支援事業所のうち、就労移行率※が３割以上の事業所の割合	5割	＜基本指針＞ 全体の５割以上

※就労移行率

4/1 時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

■　就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を80%とします。

項　目	数　値	考え方
就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率	80%	＜基本指針＞ 80%以上

⑸　障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

障害のある子どもへの支援については、障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、発達の遅れ等の段階から身近な地域で支援し、健やかな成長へと導く必要があります。あわせて、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する支援体制を整備する必要があります。

第5期計画の目標

障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な体制の整備を検討します。

①　平成30年度末までに、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

②　平成32年度末までに、次の体制整備に向けて検討します。

- ○　児童発達支援センター（１か所以上）の設置
- ○　保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ○　主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（１か所以上）の確保
- ○　医療的ケアが必要な子どもに対する支援等を調整するコーディネーターの設置

障害児福祉計画の法定化に伴う国の基本指針

①　障害のある子どもの健やかな育成のための支援をする。
②　障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援をする。
③　障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備する。
④　障害のある子どもが、保育や教育等支援を受け、障害のあるなしに関わらずともに成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
⑤　障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図る。

３　障害福祉サービス等の見込量

(1)　障害福祉サービス

障害福祉サービスでは、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、国と地方公共団体が費用を負担し、障害の種別にかかわらず全国一律に実施されるサービスです。

また、障害福祉サービスは、地域で暮らす障害のある人や障害のある子どもの生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間の住まいでの支援を提供する「居住系サービス」に分類されています。

■　訪問系サービス

サービス種類	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある人に対し、外出時の支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■　日中活動系サービス

平成30年４月から、新たに就労定着支援サービスが開始されます。

サービス種類	サービス内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートスティ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。

サービス種類	サービス内容
自立訓練 （生活訓練）	知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。
就労継続支援Ａ型 （雇用型）	事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援Ｂ型 （非雇用型）	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。
＜新規＞ 就労定着支援	就労移行支援等により一般就労した人の自宅や企業に訪問し、生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できるように支援を行います。

■ **居住系サービス**

平成30年４月から、新たに自立生活援助サービスが開始されます。

サービス種類	サービス内容
＜新規＞ 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等の利用者が1人暮らしをする場合に、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

ア　訪問系サービス

第５期は、平成27年度から平成29年度までの利用実績をもとに、障害のある人のニーズ等を踏まえて見込みます。

訪問系サービスは、在宅生活を送る上で身近で重要なサービスであることから、事業者と連携を図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

また、介護保険事業者に対しても、新規の参入を働きかけます。

■　第５期計画の見込量

サービス		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	44	47	50
	総利用時間数	時間/月	528	564	600

イ　日中活動系サービス

生活介護は、市内の事業所が１か所増えることから、今後さらに増加が見込まれます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、平成29年度に機能訓練で１人増えていることから、増加を見込みます。

■　第５期計画の見込量

サービス		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	実利用者数	人/月	119	125	131
	延べ利用者数	人日/月	2,261	2,375	2,489
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数	人/月	4	5	6
	延べ利用者数	人日/月	80	100	120
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数	人/月	1	1	1
	延べ利用者数	人日/月	16	16	16

就労移行支援については、北播磨圏域にサービス提供事業所が３か所あり、今後も利用希望者が増えることを見込んでいます。

就労継続支援Ａ型及びＢ型については、第４期計画の実績をもとに、市内のサービス提供事業所の増加や特別支援学校の卒業生を踏まえて、今後も増加することを見込みます。

就労定着支援については、第５期から開始する新しいサービスですが、就労継続支援事業所が職場定着支援事業を実施しており、就労移行の状況を踏まえ、２人の利用を見込みます。

就労支援については、一人ひとりが、一般就労及び福祉型就労等の多様な形で生きがいを持って働ける社会にするため、企業等の関係機関等や団体と連携し、利用者が希望する就労の実現を目指します。

■　第５期計画の見込量

サービス		単位	平　成 30年度	平　成 31年度	平　成 32年度
就労移行支援	実利用者数	人/月	4	5	6
	延べ利用者数	人日/月	68	85	102
就労継続支援 （A型）	実利用者数	人/月	45	50	55
	延べ利用者数	人日/月	900	1,000	1,100
就労継続支援 （B型）	実利用者数	人/月	109	121	133
	延べ利用者数	人日/月	1,962	2,178	2,394
就労定着支援	実利用者数	人/月	2	2	2

療養介護は、常時介護を必要とする重度の心身に障害のある人が対象となっており、平成29年度の利用者が、１人増加し６人になったことを踏まえて、平成32年度においては、９人を見込みます。

また、短期入所（ショートステイ）については、第４期計画の実績をもとに見込みます。

■　第５期計画の見込量

サービス		単位	平　成 30年度	平　成 31年度	平　成 32年度
療養介護	実利用者数	人/月	7	8	9
短期入所 （医療型）	実利用者数	人/月	8	8	8
	延べ利用者数	人日/月	72	72	72
短期入所 （福祉型）	実利用者数	人/月	15	16	17
	延べ利用者数	人日/月	120	128	136

ウ　居住系サービス

施設入所支援については、地域生活へ移行する人を加味し、微減すると見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）については、市外のグループホーム利用者が年々増加傾向にあり、見込量を大きく上回っているため、新規利用者の増加を見込んでいます。

自立生活援助は、第５期から開始する新しいサービスで、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある一人暮らしを希望する方を対象とし、利用については、１人を見込んでいます。

■　第５期計画の見込量

サービス		単位	平　成 30年度	平　成 31年度	平　成 32年度
施設入所支援	実利用者数	人/月	68	68	67
共同生活援助	実利用者数	人/月	22	23	24
自立生活援助	実利用者数	人/月	1	1	1

⑵　相談支援

障害者総合支援法第５条に規定されている相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整及びモニタリングなどを行うもので、後述する地域生活支援事業の相談支援事業とは区別されます。

サービス種類	サービス内容
計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	○障害児支援利用援助 障害のある子どもの通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用する全ての人を対象に、サービス等利用計画を作成することです。第５期計画では、新規にサービスを利用する人の計画及び利用状況の検証（モニタリング）を行うこととして、見込量を設定しています。

地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援は、第４期計画の実績をもとに見込量を設定しています。

また、障害福祉サービスを実施している事業所だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に相談支援事業の指定を受けるよう促し、相談支援の担い手の確保に努めます。

■　第５期計画の見込量

サービス		単位	平　成 30年度	平　成 31年度	平　成 32年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	52	58	64
地域移行支援	実利用者数	人/月	2	2	2
地域定着支援	実利用者数	人/月	2	2	2
障害児相談支援	実利用者数	人/月	11	13	15

4　地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において、市が実施しなければならない事業（必須事業）として、次の事業が定められています。

また、任意事業として、市の判断により、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定められています。

(1)　事業一覧

■必須事業

サービス種類	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
相談支援事業	障害のある人や障害のある子どもの保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。
相談支援機能強化事業	機能強化事業は、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士などの専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援事業の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と考えられる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、権利擁護を図るため成年後見制度の利用を支援します。 補助を受けなければ制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。また、法人後見の研修を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活動を支援する。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人（子ども）に対し、日常生活の便宜を図るため、障害部位に応じた用具を給付します。 〇介護訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。

サービス種類	サービス内容
	○自立生活支援用具 　入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害がある人の入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
	○在宅療養等支援用具 　電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害がある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
	○情報・意思疎通支援用具 　点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
	○排せつ管理支援用具 　ストーマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
	○住宅改修費 　障害のある人の居宅における生活動作等を円滑にするため、既存住宅の簡易な改修を行う際に費用の一部を助成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現力技術を習得したものを養成します。
地域活動支援センター事業	障害のある人を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。

■任意事業

サービス種類	サービス内容
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害のある人に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害のある人等の日中活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
障害児学童保育事業	障害のある子どもの放課後、長期休暇時の活動の場を確保し、障害のある子どもを日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を目的に実施します。
社会参加促進事業	聴覚や視覚に障害がある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなど、障害のある人が積極的に社会参加できるような支援を行います。

⑵　必須事業

ア　理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

第４期計画と同様に第５期計画でも継続して実施します。

イ　相談支援事業

障害者相談支援センター「うぃーぶねっと（運営：特定非営利活動法人白ゆり会）」及び「ぱれっと（運営：社会福祉法人みつみ福祉会）」において、関係機関、サービス提供事業所と連携を図りながら、各種相談を行っています。なお、平成25年度からは、障害者虐待防止事業の一部を委託し、24時間体制での通報受付や保護者等の相談、支援を行う体制を整備しています。

また、地域の実情に応じた施策の実施に向けては、西脇市障害者地域支援協議会や北播磨障がい福祉ネットワーク会議において協議、検討を行っています。

ウ　相談支援機能強化事業

第５期計画においても、第４期計画と同様に実施していきますが、相談支援ネットワークの更なる充実を図るため、基幹相談支援センターの設置を目指します。

エ　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用であると認められる知的又は精神に障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害のある人の人権擁護を図ります。

オ　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の人権擁護を図ります。

カ　意思疎通支援事業

第４期計画中に手話通訳者設置を１人設置し、第５期も引き続き設置します。

また、利用者の見込量が上回っている手話通訳者派遣事業は、第５期計画においても同様に実施し、聴覚障害等で意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の社会参加支援を行います。

キ　日常生活用具給付等事業

各日常生活用具の年間延べ給付件数の伸び等を加味し、見込量を設定しています。排せつ管理支援用具については、直腸・ぼうこう機能障害のある人の増加に伴い、給付件数も増加を見込み、それ以外の用具については、おおむね現状を維持するものとして見込んでいます。

ク　手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話及び手話表現力技術を習得した人材を養成し、聴覚に障害のある人の日常生活及び社会生活を支援します。

ケ　移動支援事業

第４期計画で利用者が年々増加しており、利用意向も多いことから、第５期計画においても増加を見込みます。

コ　地域活動支援センター事業

第４期計画では利用が横ばい状況であるため、第５期計画でも、同様の見込量を設定しています。

■　第５期計画の見込量

事　業			単位	平 成 30年度	平 成 31年度	平 成 32年度
理解促進研修・啓発事業			ー	実施	実施	実施
自発的活動支援事業			ー	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業		ー	2か所	2か所	2か所
	基幹相談支援センター		ー	実施	実施	実施
	西脇市障害者地域支援協議会		ー	実施	実施	実施
	相談支援機能強化事業		ー	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業		ー	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		実利用見込者数	人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業			ー	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業		ー	実施	実施	実施
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		件/年	200	200	200
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付見込件数	件/年	4	4	4
	自立生活支援用具	給付見込件数	件/年	10	10	10
	在宅療養等支援用具	給付見込件数	件/年	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	給付見込件数	件/年	8	8	8
	排せつ管理支援用具	給付見込件数	件/年	547	604	661
	住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	給付見込件数	件/年	2	2	2
	事業計	給付見込件数	件/年	581	638	695
手話奉仕員養成研修事業		受講者見込者数	人/年	20	20	20
移動支援事業		実利用見込者数	人/年	30	34	38
		延利用見込時間	時間/年	630	714	798
地域活動支援センター事業		市内実施見込箇所数	箇所/年	2	2	2
		市内実利用見込者数	人/年	26	26	26
		他市町実施見込箇所数	箇所/年	2	2	2
		他市町実利用見込者数	人/年	3	3	3

⑶　任意事業

ア　福祉ホームの運営補助事業

福祉ホームを運営する事業所への補助事業を実施します。

イ　訪問入浴サービス

第４期計画において増加傾向にあり、利用者のニーズの高いことを踏まえて見込量を設定しています。

ウ　日中一時支援事業

第４期計画の利用実績をもとに見込んでいます。

エ　障害児学童保育事業

特別支援学校の児童生徒の増加に対応しながら、引き続き実施します。

オ　身体障害者自動車改造助成事業、身体障害者運転免許取得費助成事業、声の広報発行事業

第４期計画と同様に実施します。

カ　障害者移動支援事業

第４期計画の利用実績をもとに見込んでいます。

■　第５期計画の見込量

事　業			単位	平　成 30年度	平　成 31年度	平　成 32年度
福祉ホーム運営補助事業		見込	―	実施	実施	実施
訪問入浴サービス事業		利用見込回数	回/年	222	276	330
日中一時支援事業		実利用見込者数	人/年	30	30	30
障害児学童保育事業		見込	―	実施	実施	実施
社会参加促進事業	身体障害者自動車改造助成事業	支給見込者数	人/年	2	2	2
	身体障害者運転免許取得費助成事業	支給見込者数	人/年	2	2	2
	障害者移動支援事業 （タクシー券助成）	券利用見込者数	人/年	400	400	400
	声の広報発行事業	見込	―	実施	実施	実施

5　障害のある子どもの通所支援の見込量

(1)　障害のある子どもの通所支援

障害のある子どもを対象としたサービスについては、平成24年４月から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。また、第５期計画において、障害者総合支援法の施行により、居宅訪問型児童発達支援事業を新しく実施します。

サービス種類	サービス内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	通所利用の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、また今後利用する予定の障害のある子どもに対して、保育所等への訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
＜新規＞ 居宅訪問型児童発達支援	障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
＜新規＞ 医療的ケアのコーディネーターの配置	専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関等との連携を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることが出来る生活支援システム構築のためのキーパーソンであるコーディネーターを配置します。

ア　児童発達支援及び医療型児童発達支援

第４期計画の実績をもとに、検診等で療育が必要となる児童を加味し、第５期計画の見込量を設定しています。

イ　放課後等デイサービス

第４期において、市内にサービス事業所が開設されたことに伴い、利用が大幅に伸びており、今後の利用ニーズが高いことも踏まえて、第５期計画においても大幅な増加を見込んでいます。障害のある子どもの通所サービス以外では、市内小学校で実施する放課後児童クラブ事業及び市外特別支援学校に通学している子どもを対象とする障害児学童保育事業により、障害のある子どもの放課後の居場所づくりをしています。

ウ　保育所等訪問支援

第４期計画の実績をもとに、第５期計画の見込量を設定しています。

エ　居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害のある子ども等重度の障害のある子どもで外出することが著しく困難な児童を対象とした第５期計画において、新しく開始するサービスです。

利用ニーズを踏まえて、月１人の利用を見込んでいます。

オ　医療的ケアのコーディネーター配置

医療的ケアが必要な子どもの生活の場に、多職種が包括的に関わり続けることができる生活支援のためのキーパーソンであるコーディネーターを配置します。

■　第５期計画の見込量

サービス		単位	平　成 30年度	平　成 31年度	平　成 32年度
児童発達支援	実利用者数	人/月	9	11	13
	延べ利用者数	人日/月	72	88	104
医療型児童発達支援	実利用者数	人/月	5	5	5
	延べ利用者数	人日/月	25	25	25
放課後等デイサービス	実利用者数	人/月	50	66	82
	延べ利用者数	人日/月	500	660	820
保育所等訪問支援	実利用者数	人/月	3	4	5
	延べ利用者数	人日/月	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人/月	1	1	1
	延べ利用者数	人日/月	5	5	5
医療的ケアのコーディネーター配置	配置人数	ー	0	1	1

⑵　子ども・子育て支援事業のサービス

指針を踏まえ、障害のある子どもの子ども・子育て支援等の利用について、障害児通所支援等を利用する障害のある子どもの保護者に調査を行うなどにより、その利用ニーズの把握に努めます。

あわせて、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが、その希望に沿った事業を利用できるよう、関係機関等と連携し、適切な対応に努めます。

■　西脇市子ども・子育て支援事業計画における事業の見込量

事　業			単位	平成30年度	平成31年度
教育・保育 ※市内の子ども	1号認定	実利用人数	人/年	274	268
	2号認定	実利用人数	人/年	613	597
	3号認定	実利用人数	人/年	353	344
放課後児童健全育成事業	低学年	実利用人数	人/年	437	419
	高学年	実利用人数	人/年	156	150
延長保育事業		実利用人数	人/年	104	104
一時預り事業	1号認定	延べ利用人数	人/年	675	658
	2号認定	延べ利用人数	人/年	0	0
	上記以外	延べ利用人数	人/年	642	648
病児保育		延べ利用人数	人/年	294	353
子育て短期支援事業		延べ利用人数	人/年	23	23
地域子育て支援拠点事業		延べ利用人数	人/年	14,508	14,148
乳児家庭全戸訪問事業		実利用人数	人/年	284	277
養育支援訪問事業		実利用人数	人/年	84	84

※西脇市子ども・子育て支援事業計画期間は、平成27年度から平成31年度までです。

⑥　障害者手帳所持者数の推計

「西脇市障害者基本計画」及び「第５期西脇市障害福祉計画」の計画期間の参考となる障害のある人（各手帳所持者）の数の将来推計を行います。

ア　推計方法と障害者手帳所持者の将来推計

障害者手帳所持者数の推移をみると、障害種別年齢階層別に増減の傾向が異なっています。このため、障害種別年齢階層別に各年度手帳所持者数を前年度手帳所持者数で除して伸び率を算出し、各年度の手帳所持者数は、前年度手帳所持者数に伸び率の平均値を乗じて推計しました。

障害者手帳所持者の総数は、障害種別年齢階層別障害者手帳所持者数を合算して算出しました。

この結果、平成28年度の障害者手帳所持者数の合計は、2,436人ですが、平成28年度以降少しずつ増加し、平成35年度には2,572人に増加すると推計しています。

■　障害者手帳所持者数の推移と将来推計

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	153	161	158	165	163	166
18～64歳	838	830	824	820	840	845
65歳以上	1,444	1,463	1,456	1,463	1,433	1,433
合　計	2,435	2,454	2,438	2,448	2,436	2,444

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
18歳未満	169	173	178	183	188	194
18～64歳	853	862	873	886	901	919
65歳以上	1,434	1,437	1,440	1,445	1,451	1,459
合　計	2,456	2,472	2,491	2,514	2,540	2,572

※平成29年度以降は各手帳所持者数の将来推計結果の合算により算出

イ　身体障害者手帳所持者数の将来推計

身体障害者手帳所持者数は、全体に減少傾向ですが、年齢階層別でも各層とも減少傾向となります。

平成35年度の身体障害者手帳所持者数は、18歳未満が19人、18～64歳が321人、65歳以上が1,330人になるものと推計されます。

■　身体障害者手帳所持者数及び将来推計

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	38	38	32	33	29	27
18～64歳	503	477	455	432	427	410
65歳以上	1,409	1,416	1,399	1,402	1,379	1,372
合　計	1,950	1,931	1,886	1,867	1,835	1,809

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
18歳未満	25	23	22	21	20	19
18～64歳	394	378	363	348	334	321
65歳以上	1,365	1,358	1,351	1,344	1,337	1,330
合　計	1,784	1,759	1,736	1,713	1,691	1,670

※平成29年度以降推計値
※各年度推計値は、前年度手帳所持者数に手帳所持者数の伸び率平均値を乗じて算出
※推計値は、少数点以下を四捨五入

■　身体障害者手帳所持者数の伸び率

	H25/H24	H26/H25	H27/H26	H28/H27	平均
18歳未満	1.0000	0.8421	1.0313	0.8788	0.9381
18～64歳	0.9483	0.9539	0.9495	0.9884	0.9600
65歳以上	1.0050	0.9880	1.0021	0.9836	0.9947

※伸び率は、各年度手帳所持者数を前年度手帳所持者数で除して算出

ウ　療育手帳所持者数の将来推計

療育手帳所持者数は、全体で増加傾向にあり、年齢階層別では各層とも増加傾向となります。

平成35年度の療育手帳所持者数は18歳未満が175人、18～64歳が327人、65歳以上が59人になるものと推計されます。

■　知的障害者手帳所持者数及び将来推計

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	115	123	126	132	134	139
18～64歳	196	207	219	225	236	247
65歳以上	12	17	19	23	21	24
合　計	323	347	364	380	391	410

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
18歳未満	144	150	156	162	168	175
18～64歳	259	271	284	298	312	327
65歳以上	28	33	38	44	51	59
合　計	431	454	478	504	531	561

※平成29年度以降推計値
※各年度推計値は、前年度手帳所持者数に手帳所持者数の伸び率平均値を乗じて算出
※推計値は、少数点以下を四捨五入

■　知的障害者手帳所持者数の伸び率

	H25/H24	H26/H25	H27/H26	H28/H27	平均
18歳未満	1.0696	1.0244	1.0476	1.0152	1.0392
18～64歳	1.0561	1.0580	1.0274	1.0489	1.0476
65歳以上	1.4167	1.1176	1.2105	0.9130	1.1645

※伸び率は、各年度手帳所持者数を前年度手帳所持者数で除して算出

エ　精神障害者保健福祉手帳所持者の将来推計

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体で増加傾向となります。

平成35年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は18～64歳が271人、65歳以上が70人になるものと推計されます。

■　精神障害者手帳所持者数及び将来推計

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	0	0	0	0	0	－
18～64歳	139	146	150	163	177	188
65歳以上	23	30	38	38	33	37
合　計	162	176	188	201	210	225

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
18歳未満	―	―	―	―	―	―
18～64歳	200	213	226	240	255	271
65歳以上	41	46	51	57	63	70
合　計	241	259	277	297	318	341

※平成29年度以降推計値

※各年度推計値は、前年度手帳所持者数に手帳所持者数の伸び率平均値を乗じて算出

※推計値は、少数点以下を四捨五入

■　精神障害者手帳所持者数の伸び率

	H25/H24	H26/H25	H27/H26	H28/H27	平均
18歳未満	―	―	―	―	―
18～64歳	1.0504	1.0274	1.0867	1.0859	1.0626
65歳以上	1.3043	1.2667	1.0000	0.8684	1.1099

※伸び率は、各年度手帳所持者数を前年度手帳所持者数で除して算出